

幼児教育の無償化

令和元年10月からスタート

利用料（保育料）

幼児教育に係る利用料が無償

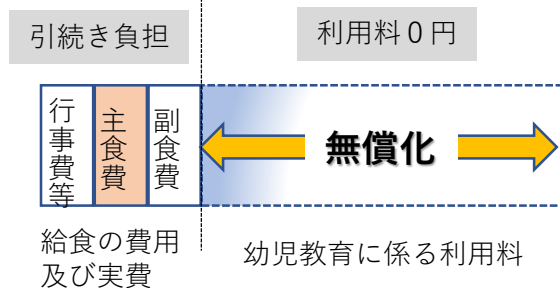
- 満3歳から5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもが対象。

無償化の対象外

- ✓ 給食に係る費用（食材料費）※
- ✓ 通園送迎費用
- ✓ 行事費、保育用品費などの実費

※ 給食のうち、主食費（ごはん、パン）を除く**副食費（おかず、おやつなど）**については、年収が360万円未満相当世帯の子ども、全ての世帯の第3子以降の子ども（同一世帯内の小学校3年生から数えて）は免除。市役所から免除対象者に通知します。

（無償化のイメージ）



預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- 共働き世帯の子どもなど**保育の必要な**3歳児クラスから5歳児クラス（小学校就学前）までの子どもが対象。
- 利用日数に応じて月額の上限額は変動。（**450円×利用日数**）

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用も無償化の対象（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）。

（上限額変動のイメージ）

| | | | 給付額 | | |
|-------------|---------|--------------------|-------------------------------|-------|--|
| 預かり保育負担額(a) | 利用日数(b) | 上限額(c) 450円×(b) | 無償化対象 (a), (c)比較して 少ない額 | 実質負担額 | |
| 4,000円 | 10日 | 4,500円 | 4,000円 | 0円 | |
| 9,500円 | 20日 | 9,000円 | 9,000円 | 500円 | |

- 市民税非課税世帯においては、満3歳になった日から最初の3月31日までの子どもについても対象（月額1万6,300円まで無償）

手続きについて

- ✓ 通常の教育時間のみの利用の場合は、新たな**手続きは不要**です。
- ✓ **預かり保育の無償化**の対象になるには、「**認定申請書**」の提出が必要です。
- ✓ 預かり保育の利用料は、ご負担いただいた後、利用実態に応じ給付される「**償還払い**」になります。償還払いを受けるには「**請求書**」の提出が必要です。請求書の作成、提出時期は**後日、在園する園を通じてお伝え**します。